



いじめ防止基本方針



すべての子供に居場所と出番を

平成26年 1月30日 策定
平成30年12月10日 改訂

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

平成25年6月に公布された「いじめ防止対策推進法」に基づき、本校では、以下の通りいじめ問題に関して、全教職員で共通理解を図り、いじめの防止に全力で努めるものとする。

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。またけんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとし、起こった場所は学校の内外を問わない。

- (注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」判断を行うことなど、いじめ防止対策推進法の趣旨を十分踏まえ、「いじめ」にあたるか否かの判断を行う。多様な様態があることを鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との定義が限定して解釈することのないようにする。本人が否定する場合もあるので、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察して確認する。
- (注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- (注3) 「行為」とは、「仲間はすれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- (注4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- (注5) けんか等を除くが、けんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目して見極める。

いじめ対策の基本的な考え方

本校では、学校方針の中で「いじめは、どの学校、どの学級にも起こりうるものである。いじめが全ての児童等に関係する問題であること、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。」ことを確認した。

- ①いじめを許さない、見過ごさない学校風土・学年風土・学級風土づくりに努める。
 - ②児童一人一人の居場所と出番を保証し、自己有用感を高め、自尊感情をはぐくむ教育活動を推進する。
 - ③いじめの早期発見と早期解決に努め、学校組織全体で取り組む。
 - ④児童の安全を最優先し、各種関係機関との連携を図る。
 - ⑤家庭・地域にも連携・協力を要請し、地域一体となる体制づくりで未然防止を図る。
 - ⑥児童への細かな配慮に心がけいじめの未然防止を図る。
- 以上の基本方針を徹底し、指導に全力を挙げて取り組むことが確認されている。

2 いじめ対策の組織体制

いじめ防止、早期発見、いじめへの対処は、一人の教職員の力では、解決することはできない。校長・教頭をはじめとした全校体制で対応することが重要である。その中で、教職員の共有理解を図り、同じスタンスで指導していく。

(1) 生徒指導・特別支援教育委員会（通称：生特委員会）

本校の児童理解の基本は、特別支援教育における視点である。児童理解に対して、個別支援や集団指導の方法を取り入れ、指導の徹底を図る。

(2) いじめの防止策・早期発見策・いじめへの対処策の確認・実施

状況・課題発見についての対処の確認を行い、それぞれの役割分担で、児童指導、家庭確認、聞き取りによる事実確認を誠実性をもって迅速に行う。

3 いじめの防止策

いじめの被害者・加害者は入れ替わるものなので、被害者や加害者になりそうな児童を発見し・予見して対応することよりも、常に児童全員に注意を払い、全員を対象とした取組を重視する。また、児童に対してはいじめの傍観者とならず、いじめの防止等の対策のための組織への通報や、仲裁者としていじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。

(1) いじめが起きにくい学校風土・学年風土・学級風土づくり

児童の中には、仲間意識から集団による深刻ないじめへと拡大してしまうことがある。こうした背景を防止するためには、「いじめを生まない」雰囲気作りが大事である。児童一人一人が「いじめなんて、くだらないね」と言える気持ちをはぐくむ学校風土・学年風土・学級風土をつくりあげる。

(2) 子供の居場所と出番のある学校・学年・学級づくり

児童は、認められる、信用されることを望んでいる。よって、一人一人の自己有用感を高める指導・育成を働きかけなければならない。

児童が活躍できる場面、認められる場面を教科指導のみならず、学校行事・児童会行事等で仕組んでいく。他者から認められ、他者から頼りにされているという意識を育て、自己有用感を感じ取り、絆づくりにつなげていく。

(3) 「当たり前10か条」による基本的な生活習慣の定着

学校風土づくり・学年風土づくり・学級風土づくりは、短時間でつくりあげられるものではない。一日一日の積み重ねによって可能となる。故に、本校の特色ある教育活動である「当たり前10か条」の取組は重要である。いじめを生まないためには、日常生活の充実が必要であり、そのためにも、「当たり前10か条」を通して、基本的な生活習慣、学習習慣の定着を図ることは本人と周囲をつなぎ、より良い生活を送ることにつながる。また、家庭や地域と連携することも未然防止となる。

(4) 「全員が担任」の全校体制による児童対応

一部の教職員の指導だけでは、いじめの問題の解決を図ることができない。職員全員の共通理解と指導体制が必要である。学校経営方針の一つとして、一人一人を大切に「全員が担任」の全校体制が掲げられている。児童も学校全体で見守られている意識となり、自分の居場所として安心して活動できる。

(5) 楽しくわかる授業づくり

自己有用感を高めるためには、認められること、役に立っていることが大事である。そのためには、日常の授業場面での工夫は重要である。本人や学級が認められるクラスでの出番、授業での出番をつくり、自尊感情を高めることに努める。

(6) 児童への細かな配慮

いじめの未然防止には、児童の背景にも配慮する必要がある。発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童、性同一障害や性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行う。

4 早期発見策

未然防止の取組に対しては、未だ表面に表れていない児童の課題を発見する試みと明らかになった課題を解決していくことを重視する。

①教師の観察力

学校生活での、児童の些細な行動に気付く姿勢を常に意識し、実践していく。

②質問紙調査・遅刻、早退、欠席の状況

児童の状況を把握し、課題を発見していく。

③教師間による情報交換

課題発見に係る様々な情報を共有できるよう、情報交換をいち早く行う。

④具体的な実施計画

課題発見・取り組み・解決一連の対処要領を策定しておく。

5 いじめへの対処策

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを重視する。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

①いじめの発見・通報を受けたときの対応

☆遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合：

その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりをもつことが必要である。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「生特委員会」において直ちに情報を共有する。その後は、生徒指導主任が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。

②いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っている。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

③いじめた児童への指導又はその保護者への助言

事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも視野に入れる。

④いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童生徒と加害児童生徒を始めとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。よって、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

⑤ ネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめは、匿名性が高く一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して対策を検討する。ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっている。プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知させる。

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

⑥ 緊急時の連携

「緊急時の連携」については、発生した問題行動等への対応や学校だけでは解決が困難な状況になった問題行動等への対応を図る目的で行う。

深刻ないじめや暴力行為等が発生した場合には、教育委員会等に報告相談し、事案ごとにその内容に最もふさわしい専門性をもつ関係機関等と連携を図り、生特委員会を中心に組織で対応する。

⑦ 重大事態への対応（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

重大事態とは、一 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。二 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することをよぎなくされている疑いがあると認められるとき、これらについては因果関係が認められなくとも、因果関係が存在する可能性があれば、「重大事態」と捉える。

また、児童や保護者からの申立てがあった場合には、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないままいじめの重大事態ではないと断言できないことに留意しなくてはならない。

そして重大事態発生時又は疑いがある時は、直ちに設置者である教育委員会に報告し、指示を受けながら連携し、調査、対応をしていく。

⑧ いじめ解消の判断基準

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。「山梨県いじめの防止等のための基本方針」では、いじめが解消している状態とは少なくとも以下の二点の要件が満たされているものとしている。

「ア いじめに係る行為が止んでいること」

「イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

また、これらの要件が少なくとも3か月を目安に継続しているとして判断をすると同時に、再発を防止する観点からも日常的に注意深く観察する必要があるものとする。

なお、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全安心を確保する責任を有する。被害児童への支援を継続するために対応プランを策定し確実に実行する。

6 その他の留意点

① 組織的な指導体制の確立

生徒指導・特別支援教育委員会（通称：生特委員会）を中心に組織的にいじめの防止、早期発見及びいじめへの対応に対応できる体制を確立する。

② 校内研修の充実

特別支援教育手法を重要視し、そのノウハウから児童理解を中心に研修を進める。また、いじめに関する生徒指導提要、国や県から基本方針等を通じての学習会を行う。

③ 校務の効率化

生徒指導・特別支援教育校内体制を構築し、これまでの実践データを活用できるように情報の共有化を図る。

④ 学校評価による改善

学校教育目標「楽しい学校(楽校)の創造」を実現するために、児童理解を進められる目標を各自に課題として取り組んでもらう。学校評価を通じて、児童理解、指導、教材開発等についてのPDCAをして改善していく。

⑤ 地域・家庭との連携

家庭との情報交換を重視すると共に、年間を通して、授業参観、開放日、懇談等を計画し、保護者や地域に学校を知ってもらう機会を設ける。HPを充実させ、情報を発信して、その可視化に努める。

